

## 地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 地方自治法施行令の一部改正

- 一 介護保険法の規定による介護支援専門員に対する報告の徴収等に係る事務の権限を指定都市の市長に移譲すること。（第七十四条の三十一の四第一項及び第三項関係）
- 二 介護保険法の規定による介護サービス情報の公表等に係る事務の権限を指定都市の市長に移譲すること。（第七十四条の三十一の四及び第七十四条の四十九の十一の二第二項関係）
- 三 その他所要の改正を行うこと。

### 第二 施行期日等

- 一 この政令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 その他所要の経過措置を規定するものとする。 （附則第二条関係）